

高知県暴力団排除条例が
制定されました

県は、公共工事などの県のすべての事務・事業から暴力団を排除するなど、率先して暴力団の排除のための措置を行います！

◆青少年の健全な育成を図るため、学校などの施設から200メートルの区域内で暴力団事務所を開設・運営することが禁止されます！

罰則の対象となります

◆事業者は、暴力団の威力を利用する目的や活動に協力する目的などで、暴力団員などに金品を渡すことが禁止されます！

勧告・公表の対象となります

◆不動産所有者や宅建業者などは、暴力団事務所を使用されることを知って、不動産取引をすることが禁止されます！

勧告・公表の対象となります

◆祭礼や花火大会などの行事主催者は、露店出店者が暴力団員などであることを知って、露店を出店させることが禁止されます！

勧告・公表の対象となります

【条例の施行日】平成23年4月1日
○お問い合わせ・詳細については
県警察本部 組織犯罪対策課 課長 第2係
☎088-826-0110

戦後強制抑留者の皆さんへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、平成22年10月25日(月)から始まりました。

- 対象者は、戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有する(存命の方)です。
- 請求受付期間は、平成22年10月25日(月)～平成24年3月31日(土)です。
- 当基金から請求書類をお送りします。まだお手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。
- お問い合わせ

独立行政法人 平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金担当
☎0570-0591204
※IP電話、PHSからは
☎03-5860-2748
受付時間 平日午前9時～午後6時(土曜、日曜、祝日はご利用いただけません。)

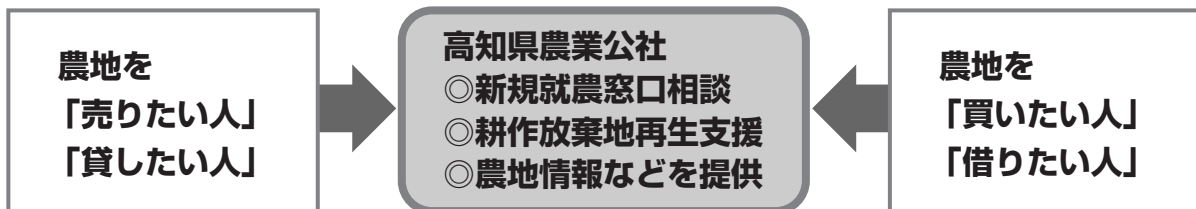
農地を探している方は高知県農業公社にご連絡ください

情報収集

高知県農業公社では、農地やハウスなどの情報収集を行っており、県下で約18haの農地の情報が集まっています。

情報提供

ホームページに「農地」や「ビニールハウス」などの情報を提供しています。パソコンや携帯電話を使って、ぜひアクセスしてください。



HP <http://www.kochi-apc.or.jp>

携帯 <http://www.kochi-apc.or.jp/mobile>

荒れた農地を再生させる取組みを支援します

主な要件

- 再生作業費が10aあたり6万円を超えること
- 農業振興地域の農用地区域内の農地
- 賃借などにより新たに引き受ける利用者が確保されていること

主な支援内容

【再生作業】

- 草刈・障害物除去・深耕・整地などに対する支援
- 国補助金：荒廃の程度に応じ経費が
6～10万円/10aの場合…3万円/10a
10万円超/10aの場合…5万円/10a

【土壌改良・営農定着】

- 土壌改良(最大2年間)
- 営農定着(1年間)
2.5万円/10a

【施設補完整備】

- 農道・水路の整備
- 農業用施設の整備(ハウス・果樹棚など)
- 老朽ハウスの撤去 など

さらに!

県補助金:国補助金残額に対し、認定農業者は全額
認定農業者でない場合は1/2補助

○お問い合わせ/財団法人高知県農業公社 (担当:武井・香川・石川・片岡)

☎088-823-8618 ☎088-824-8593